

刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する 信頼に与える影響—結果とプロセスの満足度に着目して—

研究代表者

常磐大学大学院 被害者学研究科

諸澤 英道

共同研究者

東京大学大学院 人文社会系研究科

唐沢 かおり

常磐大学大学院 被害者学研究科

小林 麻衣子

東京大学大学院 人文社会系研究科

白岩 祐子

1. 問題と目的

本研究は、犯罪被害者のうち死亡事件の遺族¹に焦点を当て、裁判に対する満足度や、司法に対する信頼の過程を検討する。その上で、近年、日本の刑事裁判に導入された、「意見陳述制度」と「被害者参加制度」という、被害者による2つの裁判関与制度の効果に着目する。

意見陳述制度と被害者参加制度

刑事訴訟法改正(2000年)により、被害者が事件に関する意見や心情を法廷で述べることを認める「意見陳述制度」が始まった。事件の当事者である被害者は当然、裁判のプロセスや結果に対し重大な関心を有しているが(甲斐・神村・飯島, 2001a)、刑事手続き上は当事者として位置づけられていない。そのため、本制度の導入以前は「単

なる参考人、証人として蚊帳の外に置かれ」てきた(高井・番, 2005, p.i)。本制度は、このような状況を改善し、裁判が被害者の心情にも配慮することを示すことにより、刑事司法に対する被害者や国民の信頼の向上をもたらすことが期待された(甲斐他, 2001b)。その後、犯罪被害者等基本法(2004年)や、その具体的方策を示した犯罪被害者等基本計画²(2005年)など、刑事司法における被害者の立場を明文化した新法などの制定を経て、2007年の刑事訴訟法改正により、被害者による裁判参加制度(「被害者参加制度」)が導入された。本制度は、殺人など重大事件の被害者に対して裁判参加を認める制度であり、裁判所から許可された被害者は、検察官の補助的な立場として法廷内に着席することができるとともに、別途裁判所の許可を得て、被告人や情状証人に質問したり、事実あるいは法律の適用に関する意見を述べたりすることが認められる。この制度の導入によって、

¹ 犯罪被害者等基本法(第2条)では、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を包括的に「犯罪被害者等」と呼称しているが、本研究では「被害者」と総称し、区別する必要があるときには「遺族」「故人」などと明記する。

² 基本計画では、刑事司法が被害者の権利利益の回復にとっても重要な意義をもち、その意味で刑事司法は被害者のためにもあると明記された。

刑事手続きが事件の両当事者の主張を取り入れたものとなり (京野, 2007)、被害者や国民の刑事司法に対する信頼向上につながることを期待されている (大谷, 2007)。

このように、意見陳述制度と被害者参加制度³の導入は、刑事司法に対する被害者や国民の信頼を深めるものと期待されており、両制度を評価する上では、上記目的の達成状況を把握する必要があるといえるだろう。本研究では、司法制度に対する被害者の信頼や満足度を対象とし、両制度を利用した被害者と利用しなかった (利用することのできなかった) 被害者との比較を行い、制度利用者の司法信頼や裁判満足度が相対的に高いかどうかを検証する。

以下ではまず、類似の制度をめぐる国外の先行研究を概観し、その上で本研究の枠組みを検討する。

裁判・司法制度に対する被害者の満足と信頼

先行研究では、被害者の裁判関与が司法制度に対する満足度に及ぼす効果が主に検証されている。制度の効果に対して否定的な結果を示すものとしては、アメリカにおける Davis & Smith (1994) と、オーストラリアにおける Erez, Roeger, & Morgan (1994) の研究がある。前者では (Davis & Smith, 1994)、強盗などにより被害者が受けたインパクトをまとめた書面 (Victim Impact Statement: 以下「VIS」とする) が裁判関係者に提出されたときとそうでないときで、司法制度に対する被害者の満

足度に違いはみられなかった。Erez et al., (1994) の研究でも同様の結果が確認されている。

制度に対して肯定的な結果も報告されている。ポーランドでは、被害者の刑事手続き関与が司法制度に対するその満足度と関連することが明らかにされており (Erez & Bienkowska, 1993)、カナダでは、裁判への出席が一般的な判決に対する被害者の受容を増やすことが確認されている (Hagan, 1982)。また、スコットランドで実施されたパイロット調査では、司法制度に対する被害者の態度が、裁判に関与することで好転しうると結論付けられている (Chalmer, Duff, & Leverick, 2007)。

以上のとおり、被害者の裁判関与は司法制度に対する満足度を高めうることが示唆されているものの、結果は必ずしも一貫していない。さらに、他国の研究結果に基づき、日本でも同様の結果が得られると予測することについても、被害者による意見表明の方法や、検討されている罪種が異なるという点で、問題があるといえるだろう。先行研究が主に検討しているのは、VIS、すなわち、被害者が犯罪によって受けた様々なインパクトの裁判所に対する表明であるが、VIS の原則が書面提出であるのに対し、日本の制度は、質問を含む法廷での発言を原則としている。また、日本における裁判関与は、意見陳述制度の申出者のうち約7割が遺族であるように、死亡事件で多く利用されているのに対し (大谷, 2007)、先行研究はすべて被害者本人、つまり非死亡事件を対象としている。このような理由から、我が国固有の制度を評価するにあたっては、制度利用者と不利用者の比較という枠組みを踏襲しつつ、改めて実証的に検討する必要があるだろう。

³ 両制度の内容や制定経緯は、甲斐他 (2001a; 2001b)、白木 (2007) など、また裁判参加制度をめぐる様々な議論は、川出 (2007) や椎橋 (2008) に詳しい。

被害者の満足と信頼の規定因

すでに示したとおり、意見陳述制度と被害者参加制度は、司法制度に対する被害者の信頼向上に資することが期待されている。そのため、両制度の目的の達成状況を検討するためには、先行研究で検討されている被害者の裁判満足度とそのプロセスのみならず、司法制度に対する信頼とプロセスにも着目する必要がある。それでは、いったいどのような要因が、裁判結果や司法制度に対する被害者の満足と信頼の向上を促進するのであろうか。ひとつには、被害者がもっとも密に接触する裁判関係者である検察官の対応を挙げることができるだろう。Leverick et al., (2007) の調査では、司法制度を改善するために必要な対応として、「検察官からの接触や支援を増やすこと」「裁判進行についての情報や裁判でのサポートを増やすこと」「被害者の視点を考慮すること」などを被害者が挙げている。これらは主として検察官に期待される役割であるが、このような要望が提出されているということは、現状ではこれらの対応が十分になされていない可能性を示している。事実、検察官の対応に関する被害者の肯定的評価の割合 (43%) は警察官 (71%) に比べて低く (Leverick et al., 2007)、上記の「裁判支援」「情報共有」「被害者視点の配慮」といった対応が、検察官に対する被害者の評価と関連していることが推察されるのである。そして、検察官に対する被害者の評価は、裁判に対する満足度や司法制度に対する信頼にも影響を及ぼすだろう。裁判結果に対する満足上、VIS の効果が見いだされなかった研究 (Davis & Smith, 1994) では、検察官に対する被害者の信頼も測定されたが、ここでもやはり VIS の効果は確認されていない。このように、被害者の裁判結果に対する満足度や司法制度への信頼は、検察官に対する肯定的な評価に規定される側面があると予測される。

なお、「裁判支援」「情報共有」「被害者視点の配慮」に相当する検察官の役割としては、「裁判での代弁」「裁判内容の都度説明」「裁判期日の決定における被害者の都合の配慮」を挙げることができるだろう。これらはいずれも、両制度、特に被害者参加制度による改善効果が期待される内容である。すなわち、連携・協力関係の構築が必須となった被害者 (川出, 2007; 瀧川, 2008) に対し検察官は、被害者の視点を反映させた発言をより法廷で行い、裁判内容をより頻繁に説明するようになっているだろう。また被害者参加制度が導入される前、被害者には「裁判期日の決定時には自分たちの都合も配慮してほしい」との要望があった (犯罪被害者のための施策を研究する会, 2004)。原則として期日は裁判所と検察官、弁護人によって決定されていたためであるが (番・武内・佐藤, 2006)、この状況は被害者参加制度の導入によって変化し、検察官は以前より被害者の都合に配慮するようになっている可能性がある。そして、このような検察官の対応は、検察官に対する被害者の肯定的な評価につながっているだろう。

VIS は、被害者が刑事司法関係者から尊厳ある処遇を受けることを保証するものであるとの指摘があるが (Sanders, Hoyle, Morgan, & Cape, 2001)、日本における被害者の裁判関与制度についても、同様のことを指摘することができる。すなわち、2つの裁判関与制度は、検察官の被害者に対する配慮的対応を増やし、このことは検察官に対する肯定的評価を通じて、裁判結果に対する被害者の満足感や、刑事司法に対するその信頼の向上をもたらすだろう。なお、検察官の行動指標を取得することは方法上困難であるため、本研究では、検察官の対応をめぐる被害者の認知を検討することとする。

検察官の対応認知と肯定的評価の他に、裁判結果の満足度と司法制度への信頼に寄与する要因と

して、自身の刑事裁判を通して事件の真相究明がなされたという被害者の認知を挙げることができるだろう。被害者が刑事裁判に期待する内容は多岐にわたるが、一般的に被害者は、事件の真相を究明するために刑事裁判に出廷することを義務とみなしている(内閣府, 2010)。このように、自身の刑事裁判を通じて、事件の真相、具体的には、事件の背景や加害者の人物に対する理解を深めることができた被害者が認識するならば、その裁判の結果に対する被害者の満足度は向上し、さらには、司法制度に対する信頼向上がもたらされる可能性がある。また、被害者が事件の背景や加害者の人物像に対する理解を深める上では、被害者が主体的に刑事裁判に関与すること、すなわち、被告人に質問することが有益であると考えられる。したがって、「裁判を通して事件の背景や加害者の人物に対する理解を深めることができた」と被害者が認知する程度は、被害者参加制度を利用した被害者においてもっとも高くなることが予測される。

本研究の目的

以上の議論に基づき、本研究では、刑事裁判によって事件の真相究明が果たされたという被害者の認知と、検察官の対応をめぐる被害者の認知が検察官に対する肯定的評価を介して、自身の裁判結果に対する満足度や司法制度に対する信頼をもたらすと予測し、これを検証する。その上で、意見陳述制度と被害者参加制度の目的達成状況を確認するため、制度が上記のプロセスに及ぼす効果を検証する。

なお本研究は、被害者のうちとくに遺族を対象とするが、これは、意見陳述の申出人員のうち約7割が遺族であること(大谷, 2007)にもとづいている。

2. 方法

調査協力者と手続き

2011年10月から2012年7月にわたり、死亡事件の遺族を対象として、主として郵送法による匿名の自記式調査を行った。国内複数の犯罪被害者団体や、被害者支援を行う弁護士のネットワークなどを通じて、会員や依頼者である遺族798名に依頼状と調査票を送付した⁴。調査票の回収件数は244であった(回収率30.57%)。調査協力者の内訳(表1)は、未解決事件の遺族が12名、不起訴となった事件あるいは略式命令請求された事件の遺族が47名、少年審判となった遺族が10名であった。さらに、主たる被疑者が起訴され、少なくとも第一審が終結した事件の遺族は合計175名おり、その内訳は、被害者参加制度を利用した遺族が18名、意見陳述制度を利用した遺族が80名、両制度とも不利用の遺族が77名であった。

表1 調査協力者の内訳

	N	%
未解決	12	4.9
不起訴・略式	47	19.3
少年審判	10	4.1
被害者参加制度	18	7.4
意見陳述制度	80	32.8
制度利用なし	77	31.6
合計	244	100.0

⁴ ひとつの被害者団体に対しては、その要望に基づいてインターネット調査を実施した。具体的には、郵送による調査票と同一の設問を提示した専用ホームページを開設し、団体事務局を通じて当該アドレスを会員に配布の上、オンライン上で回答を得た(この方法で回答を寄せた遺族は22名である)。また、要望のあった高齢の遺族1名には、調査実施者が調査票の設問を読み上げ、回答を記入していく構造化面接を行った。

なお、被害者参加制度を利用した遺族のうち 16 名が意見陳述制度を併用していた。

調査票には、個人情報管理と守秘義務を徹底すること、回答は任意であり、途中で回答をやめることも可能であることを明記した。

調査票の構成と設問

事件の詳細 被害者（故人）との関係、事件発生時期、被害者と加害者の面識の有無・起訴時の主たる罪名・被告人が有罪の場合の刑罰・有期懲役の場合の量刑年数（いずれも第一審が終結した刑事事件のみ）を尋ねた。

調査協力者の属性 性別、年代、配偶者の有無、有給の職業に就いているか否かを尋ねた。

検察官の対応認知 もっとも頻繁に会っていた担当検察官について、「公判の日程を決めるとき、こちらの都合に対する配慮があった（日程配慮）」、「公判ごとに、その日の予定や内容について説明してくれた（説明）」、「こちらの言いたいことを公判で代弁してくれた（代弁）」の 3 項目を 5 件法（「1. まったくそう思わない」から「5. とてもそう思う」）で尋ねた。

検察官に対する評価 担当した検察官について、「被害者の名誉や尊厳に対する配慮があった」、「信頼できる」、「感謝している」の 3 項目を各 5 件法（同上）で尋ねた。

裁判を通して実現したこと 裁判で実現されたこととして以下の 8 項目を設定した。「事件のことを知ることをできた」、「被害者にどんなことが起きたのかを知ることができた」、「被害者の最期の様子を知ることができた」、「なぜ自分や家族が被害にあわねばならなかったのかを知ることができた」、「なぜ加害者がそんなことをしたのかを知ることができた」、「加害者がどんな人間なのかを知ることができた」、「加害者がこれからどのような償いをしようとしているのかを知ることができた」、

「裁判によって加害者にふさわしい刑罰が下された」をそれぞれ 5 件法（「1. まったく実現しなかった」から「5. とても実現した」）で尋ねた。

また、被害者参加制度と意見陳述制度を利用した遺族のみを対象とした設問として「加害者や証人がウソをついたらそれを指摘する」を 5 件法で尋ねた（同上）。

裁判結果に対する満足度 裁判の結果について「加害者が犯した罪に見合う判決が与えられた」、「遺族の心情や意見が反映された法的判断だった」、「被害者の名誉や尊厳は守られた」、「裁判官にはこちらの気持ちが伝わった」の 4 項目をそれぞれ 5 件法（「1. まったくそう思わない」から「5. とてもそう思う」）で尋ねた。

以上の設問は、少なくとも第一審が終結した刑事事件の遺族を対象としたものである。

司法制度に対する信頼 司法制度一般について、「司法は被害者・遺族にとって信頼できる」を 5 件法（同上）で尋ねた。

心理的ストレス 事件に起因する心的外傷ストレス症状につき、以下の項目（IES-R：改訂出来事インパクト尺度：Asukai, Kato, & Kawamura et al., 2002）を尋ねた。「どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気持ちがぶりかえってくる」、「睡眠の途中で目がさめてしまう」、「別のことをしていても、そのことが頭から離れない」、「イライラして、怒りっぽくなっている」、「そのことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ち着かせるようにしている」、「考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある」、「そのことは、現実には起きなかったとか、現実のことではなかったような気がする」、「そのことを思い出させるものには近寄らない」、「そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる」、「神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきどきしてしまう」、「そのことは考えないようにし

ている」、「そのことについては、まだいろいろな気持ちがあるが、それには触れないようにしている」、「そのことについての感情は、マヒしたようである」、「気がつく、まるでそのときにもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある」、「寝つきが悪い」、「そのことについて、感情が強くなりあげてくることがある」、「そのことを何とか忘れようとしている」、「ものごと集中できない」、「そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある」、「そのことについての夢を見る」、「警戒して用心深くなっている気がする」、「そのことについては話さないようにしている」の合計 22 項目を 5 件法（「1. まったくなし」から「5. 非常に」）で尋ねた。

以上の設問はすべての遺族を対象とした。

3. 結果

全体結果

調査協力者の属性 性別は、男性が 89 名 (37.4%)、女性が 149 名 (62.6 %) となっており、年代では 50 歳代、60 歳代が約 6 割を占めていた (図 1)。

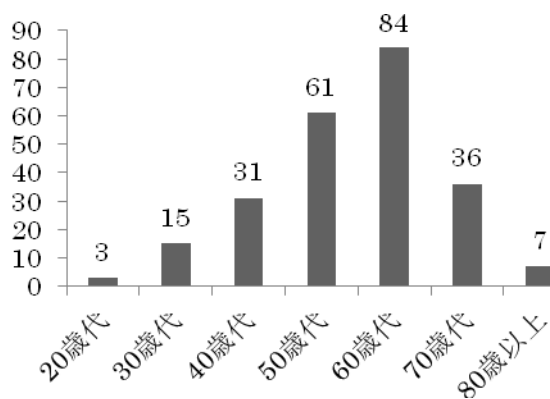


図 1 回答者の年齢分布 (n=237)

配偶者の有無については、「いる」と答えた人が 171 名 (71.8%)、「いない」と回答した人が 67 名 (28.2%) であった。有給の職業に就いているかどうかについては、「就いている」と回答した人が 126 名 (52.7%)、「就いていない」と回答した人が 113 名 (46.3%) であった。

被害の詳細 故人 (亡くなった被害者) との関係については、子どもを亡くした人がもっとも多く、169 名と全体の 69.3% を占めていた。被害発生時期は 1973 年～2011 年と幅がみられ、もっとも人数が多かったのは 2002 年であった (n=20, 8.5%)。また、起訴時の主たる罪名 (第一審が終結した刑事事件のみ) の分類をみると、交通事犯が 66%、暴力犯罪 (殺人、傷害致死など) が 34% であった。

司法制度に対する信頼 「司法は被害者・遺族にとって信頼できる」という設問に対して、調査協力者の内訳別に平均値比較したものを図 2 に示す。全体の平均値は 1.98 であった。もっとも評定が高かったのは、被害者参加群であり (M=2.50)、次に高かったのが意見陳述群である (M=2.30)。協力者の内訳を独立変数、司法制度に対する信頼を従属変数とする一元配置分散分析を行ったところ、有意な群間差がみられた ($F(5,221)=4.88, p<.001$)。Turkey の HSD 法 (5%水準) による多重比較を行ったところ、被害者参加群と意見陳述群は制度利用なし群より、意見陳述群は略式・不起訴群より有意に値が高くなっていた。

心理的ストレス 対象者の IES-R 得点の分布を図 3 に示す (22 項目の Cronbach のアルファは .92 であった)。平均値は 42.7 点であり、心的外傷後ストレス症状ハイリスクである IES-R 得点 25 点以上の遺族は、84.4% と非常に高率であった。調査協力者の内訳による IES-R 得点の差はみられなかった。

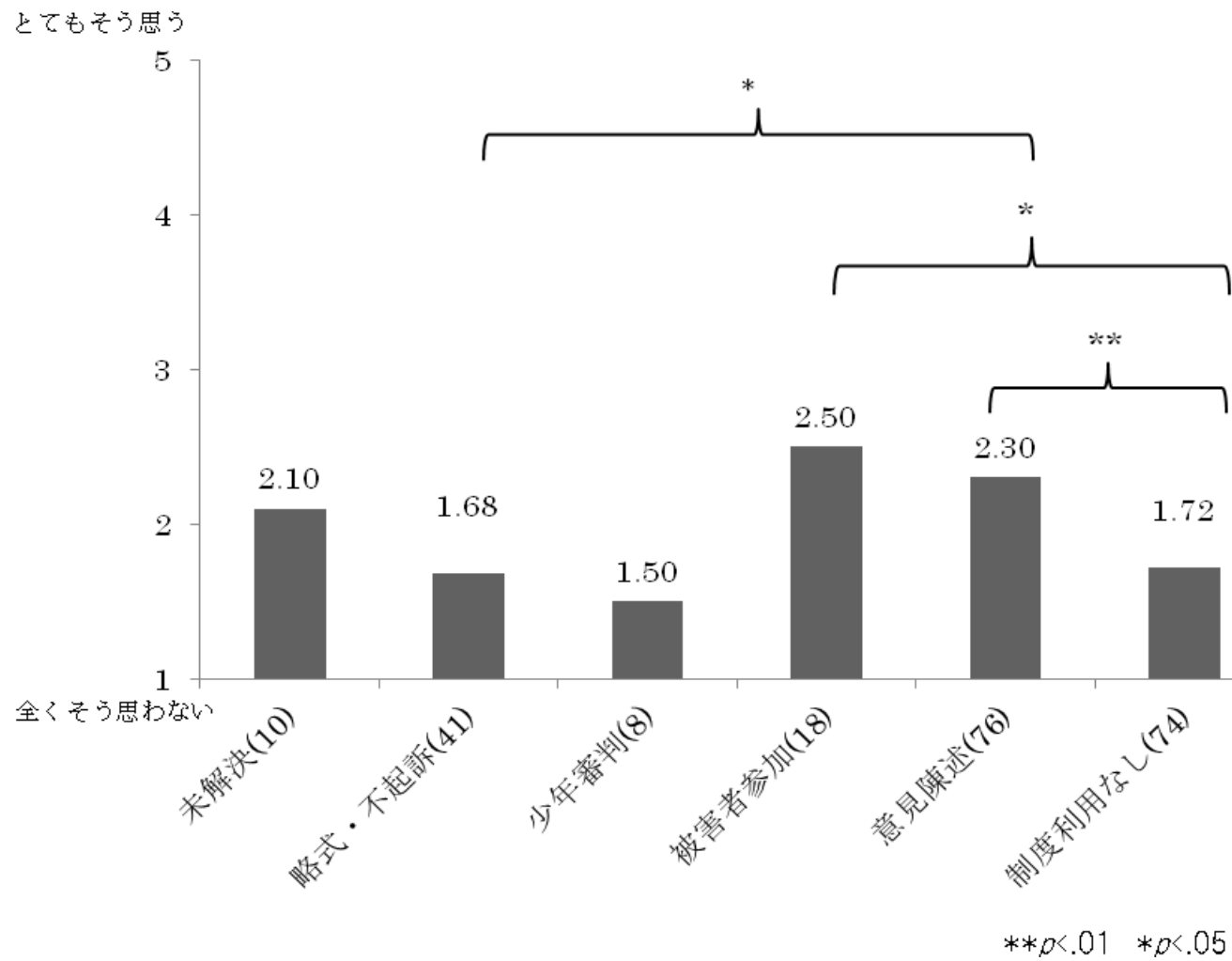


図2 司法制度に対する信頼における調査協力者の内訳比較 (ANOVA, $n=227$)

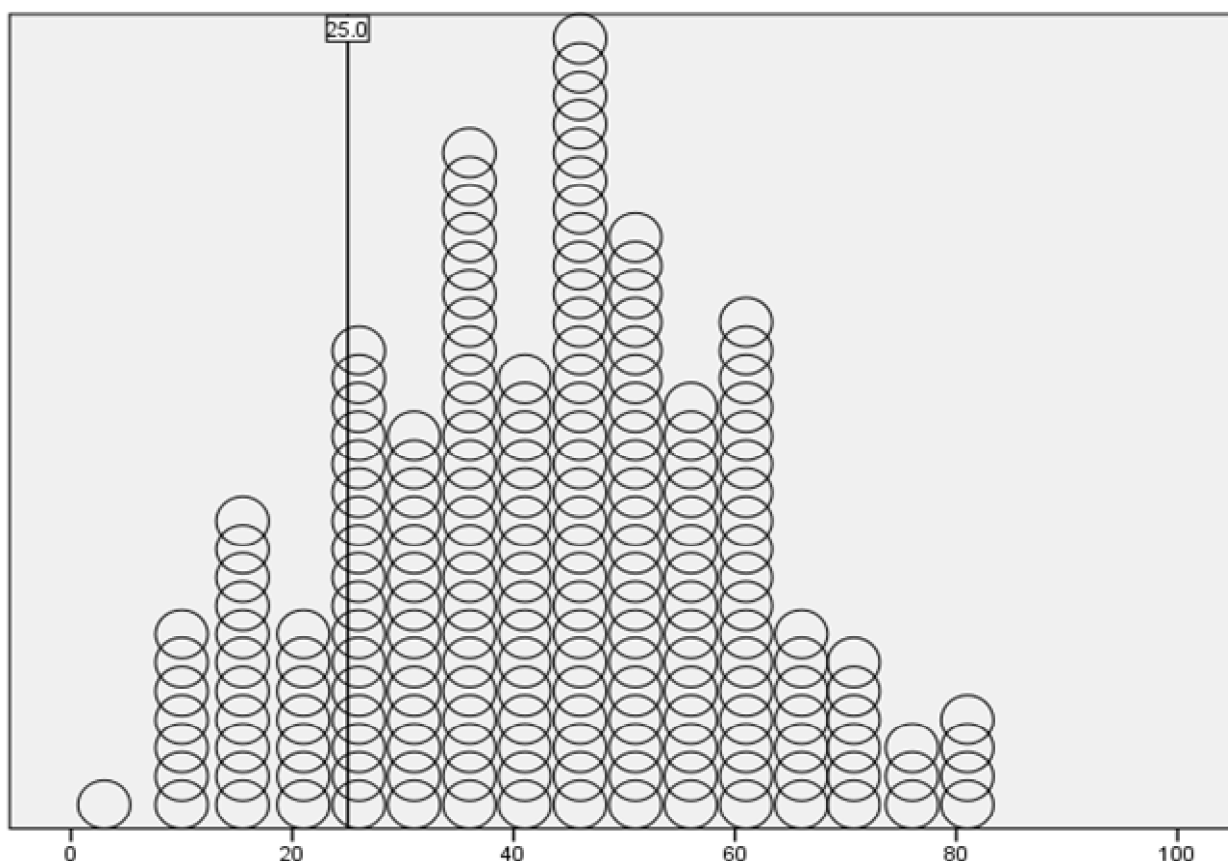


図 3 IES-R 得点の分布(n=199)

刑事裁判群の結果

ここでは、被害者による裁判関与制度利用の効果を検証するため、刑事裁判を経験した「被害者参加群 (n=18)」、「意見陳述群 (n=80)」、「利用なし群 (n=77)」の3群に限定して分析を行った。

起訴罪名 起訴時の主たる罪名の中でもっとも多かったのは、業務上過失致死で全体の50%、次に殺人もしくは傷害致死が25.0%、続いて自動車運転過失致死が12.5%であった(表2)。

被害者と加害者の面識 事件前に被害者と加害者が顔見知りであったか否かについては、「面識あり」のケースが48件(28.1%)、「面識なし」のケースが過半数であり、122件(71.3%)であった。

表 2 起訴罪名内訳

	度数	%
危険運転致死	6	3.6
業務上過失致死	84	50
自動車運転過失致死	21	12.5
殺人・傷害致死	42	25
強盗殺人致死	12	7.1
強姦殺人・致死	3	1.8
合計	168	

刑罰と量刑年数 第一審判決で言い渡された刑罰の中でもっとも多かったのは有期懲役(38.8%)であり、量刑年数の内訳は図4のとおりである。1年以下の懲役が多く、5年以下が過

半数 (53.7%) を占めていた。

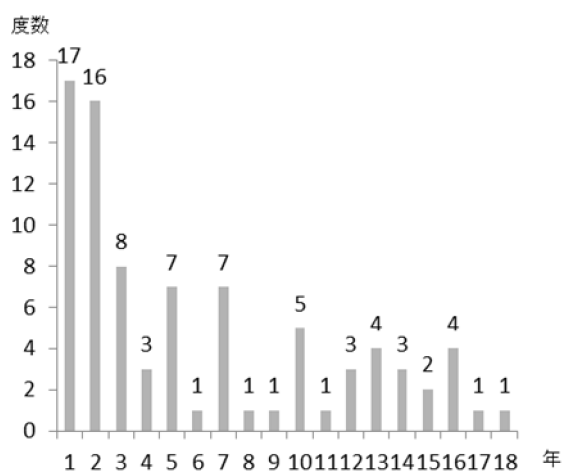


図4 量刑分布

次に、裁判手続きに関する以下の項目ごとに一元配置分散分析による平均値比較を行った。有意な群間差がみられた項目について、以下に結果を示す。なお、多重比較は Turkey の HSD 法 (5%水準) によって行った。

検察官の対応認知 裁判における担当検察官の配慮的対応について、以下の3項目に評定差が確認された。

①裁判期日の決定における被害者の都合の配慮 (「公判の日程を決めるとき、検察官にはこちらの都合に対する配慮があった」) に群間差がみられた ($F(2,157)=11.34, p<.001$)。被害者参加群の平均がもっとも高くなっており ($M=3.28$)、意見陳述群 ($M=2.12$)、制度利用なし群 ($M=1.64$) との有意な評定差が確認された (図5)。

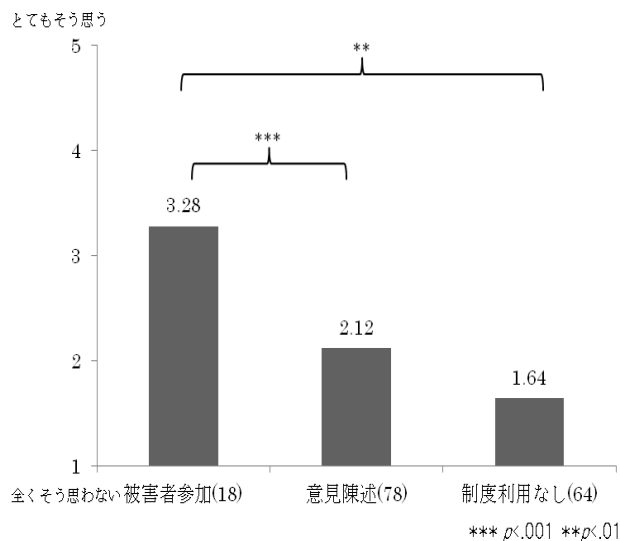


図5 検察官の対応 (裁判期日の決定における被害者の都合の配慮)

②裁判内容の都度説明 (「検察官は公判ごとに、その日の予定や内容について説明してくれた」) に群間差が確認された ($F(2,157)=9.30, p<.001$)。この検察官対応についても、被害者参加群の評定がもっとも高く ($M=3.72$)、制度利用なし群 ($M=2.19$) との間に有意な差がみられた。また、意見陳述群 ($M=2.91$) と制度なし群との間にも有意差が確認された (図6)。

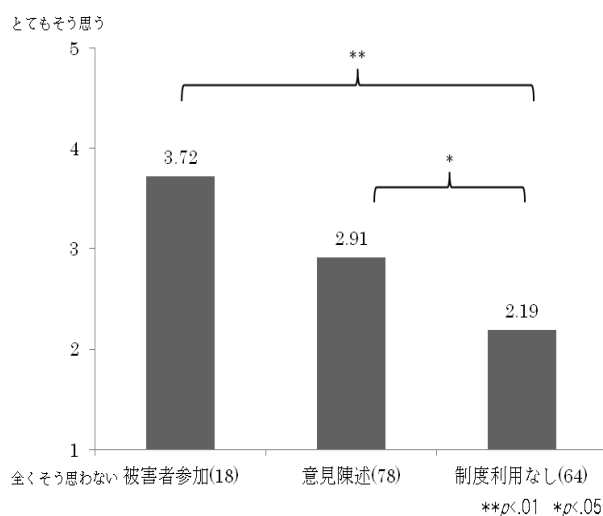


図6 検察官の対応 (裁判内容の都度説明)

③裁判での代弁（「検察官はこちらの言いたいことを公判で代弁してくれた」）にも群間差が確認された ($F(2,155)=3.07, p<.05$)。多重比較の結果、被害者参加群 ($M=3.56$) と制度利用なし群 ($M=2.67$) に有意傾向の差異が ($p=.62$) がみられた (図 7)。

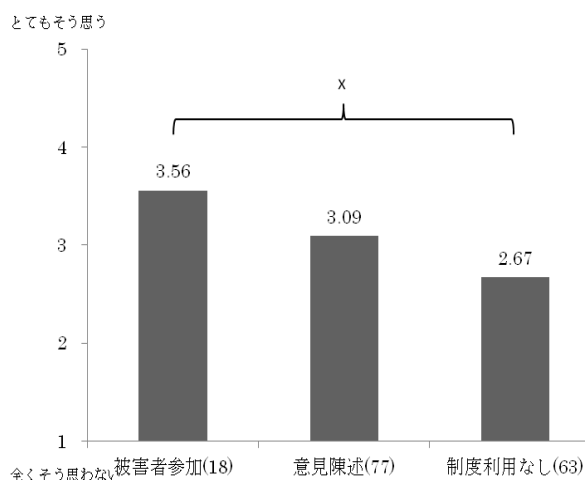
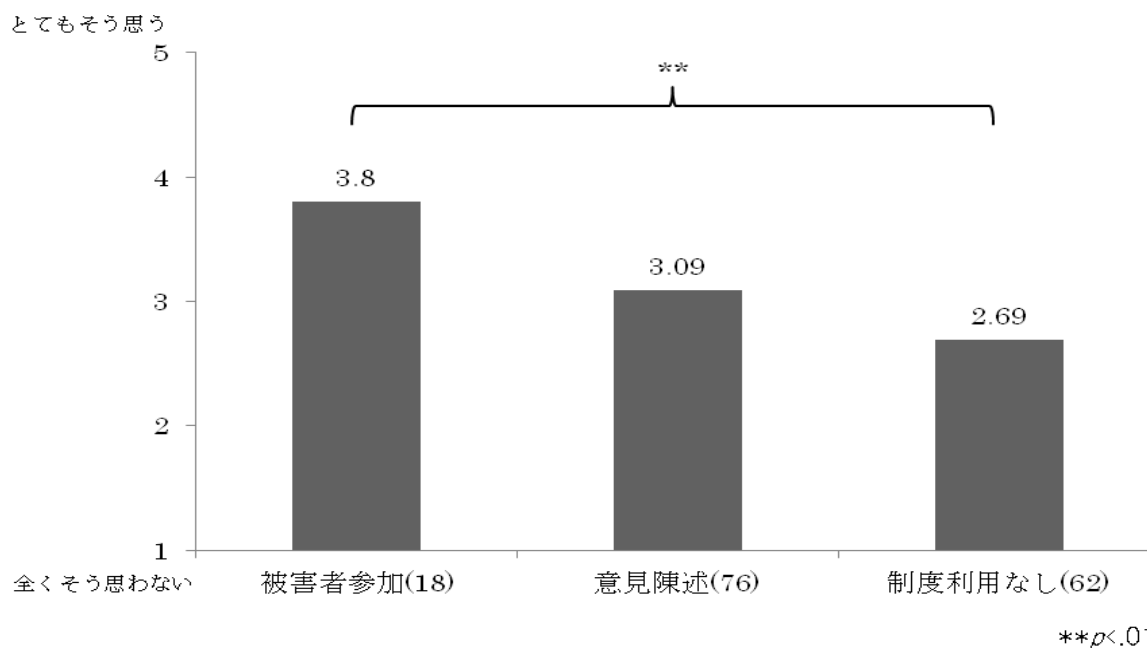


図 7 検察官の対応 (裁判での代弁)

検察官に対する評価 検察官に対する評価として、「検察官には被害者の名誉や尊厳に対する配慮があった ($M=3.10$)」、「検察官は信頼できる ($M=2.90$)」、「検察官には感謝している ($M=3.03$)」の 3 項目を尋ねた。3 項目の Cronbach のアルファは.95 と高いものであったため、これらを合計して項目数で除した変数を「検察官に対する評価」の合成変数とし、3 群間平均値の比較を行った。群間には有意差がみられ ($F(2,153)=5.81, p<.01$)、多重比較の結果、被害者参加群 ($M=3.80$) と制度利用なし群 ($M=2.69$) との間に有意差が確認された (図 8)。



** $p<.01$

図 8 検察官に対する評価

裁判を通して実現したこと 裁判で実現されたこと 8項目に関して平均値比較した結果が表3である。

表3 裁判を通して実現したこと：裁判関与度合による各得点と多重比較 (ANOVA)

	M	被害者参加	意見陳述	制度利用なし	F値	多重比較
事件のことを知る事ができた	3.18	3.61	3.23	3.00	1.77	
被害者にどんなことが起きたのかを知ることができた	3.22	3.56	3.38	2.92	2.79	
被害者の最期の様子を知ることができた	2.96	3.29	3.12	2.68	2.26	
なぜ自分や家族が被害にあわねばならなかったのか知ることができた	2.44	3.33	2.43	2.17	4.76*	参加>なし, 参加>陳述
なぜ加害者がそんなことをしたのか知ることができた	2.55	3.17	2.60	2.31	2.57	
加害者がどんな人間なのか知ることができた	2.96	3.78	2.92	2.77	3.34*	参加>なし
加害者がこれからどのような償いをしようとしているのか知ることができた	1.69	2.11	1.65	1.61	1.51	
裁判によって加害者にふさわしい刑罰が下された	1.44	1.44	1.68	1.13	5.90**	陳述>なし

8項目のうち、序論で議論し、また有意な群間差が認められた、①事件の背景理解（「なぜ自分や家族が被害にあわねばならなかったのか知ることができた」）、②加害者の人物理解（「加害者がどんな人間なのか知ることができた」）について結果を以下に示す。

①事件の背景理解（「なぜ家族が被害にあわねばならなかったのか知ることができた」）に群間差が確認された ($F(2,151)=4.76, p<.05$)。多重比較の結果、被害者参加群がもっとも高くなり ($M=3.33$)、意見陳述群 ($M=2.43$)、制度利用なし群 ($M=2.17$) との比較においても有意に高い結果となった (図9)。

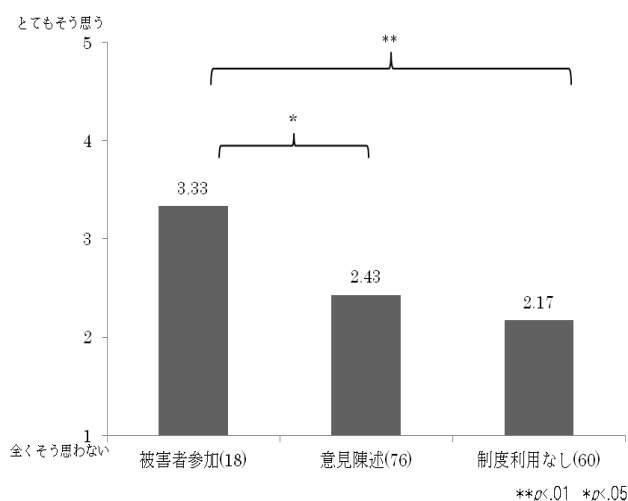


図9 裁判で実現したこと (事件の背景理解)

②加害者の人物理解（「加害者がどんな人間なのか知ることができた」）においても群間差がみだされた ($F(2,156)=3.34, p<.05$)。被害者参加群の値がもっとも高く ($M=3.78$)、多重比較では制度利用なし群 ($M=2.77$) との間に有意差が確認された (図 10)。

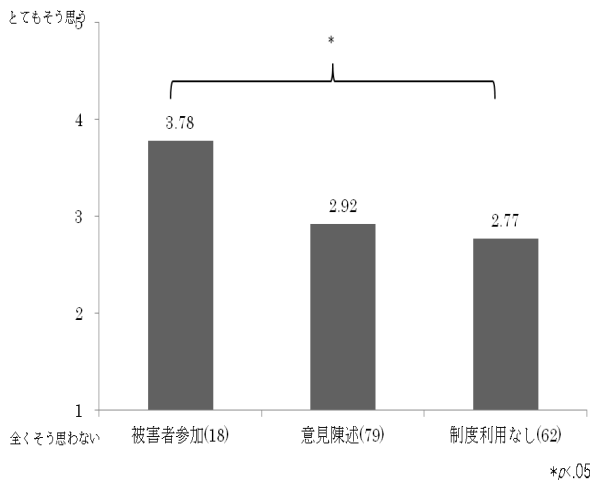


図 10 裁判で実現したこと
(加害者の人物理解)

また、被害者参加群と意見陳述群のみに該当する設問では、「加害者や証人がウソをついたらそれを指摘する」に有意差がみられ ($t(83)=2.07, p<.05$)、被害者参加群 ($M=3.39$) が意見陳述群 ($M=2.63$) より高い評定となっていた (図 11)。

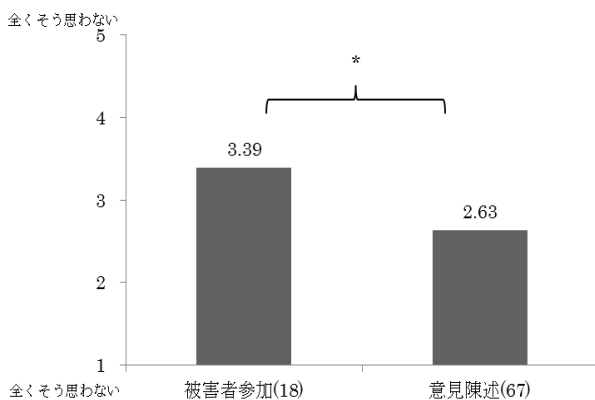


図 11 裁判で実現したこと
(加害者の嘘を指摘)

裁判結果に対する満足度

①「加害者が犯した罪に見合う判決が得られた ($M=1.47$)」において群間差がみられた ($F(2,165)=4.45, p<.05$)。多重比較の結果、意見陳述群 ($M=1.72$) と制度利用なし群 ($M=1.21$) との間に有意な差がみられた (図 12)。

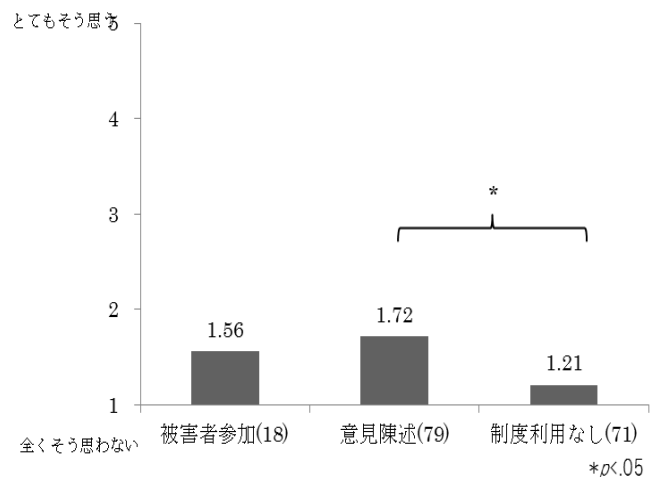


図 12 裁判結果に対する満足度
(加害者への適正罰)

②「遺族の心情や意見が反映された法的判断だった ($M=1.83$)」においても群間に有意差がみられ ($F(2,164)=6.57, p<.01$)、被害者参加群と制度利用なし群、および意見陳述群と制度利用なし群との間に差がみられた (図 13)。

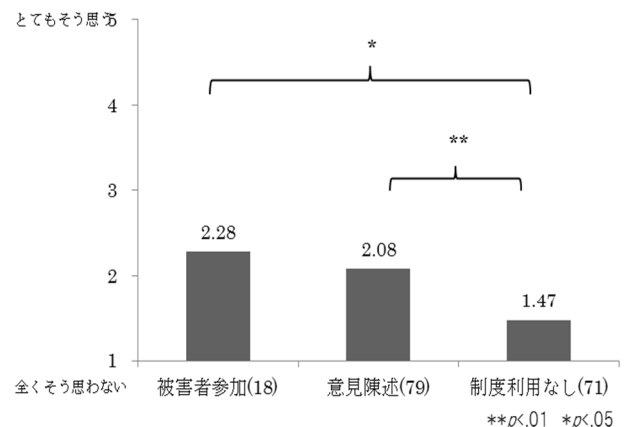


図 13 裁判結果に対する満足度
(遺族の心情を反映した法的判断)

③「被害者の名誉や尊厳は守られた ($M=2.13$)」という項目、つまり、亡くなった被害者の名誉、尊厳回復についても群間に差がみられ ($F(2,163)=3.72, p<.05$)、被害者参加群 ($M=2.06$) が制度なし群 ($M=1.61$) と比較して、有意に高くこれを評定していた (図 14)。

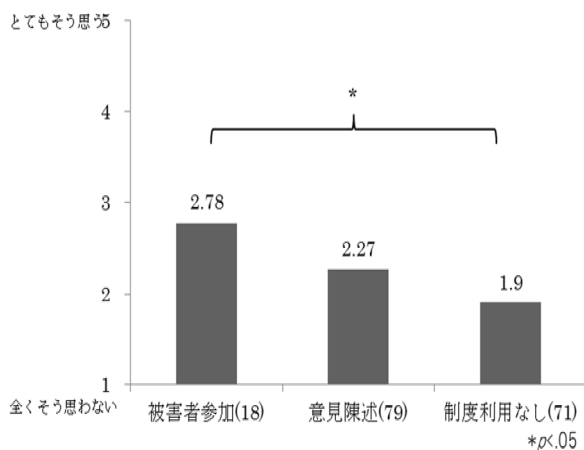


図 14 裁判結果に対する満足度
(被害者の名誉や尊厳の回復)

④「裁判官にはこちらの気持ちが伝わった ($M=2.41$)」という裁判官への遺族の心情伝達についても (図 15) 群間に有意傾向がみられた ($F(2,158)=2.90, p=0.58$)。ただし、多重比較による有意差は確認されなかった。

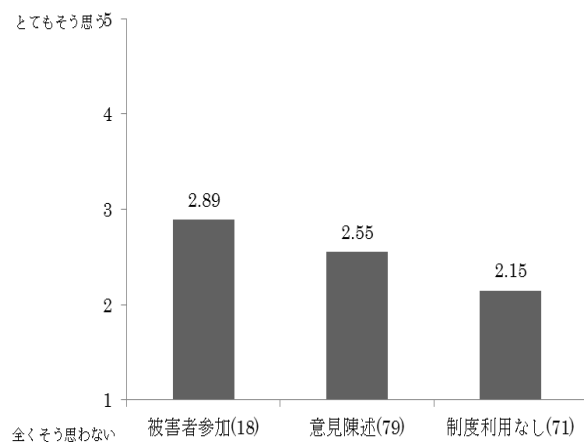


図 15 裁判結果に対する満足度
(裁判官への遺族心情伝達)

⑤裁判結果に対する総合的な満足度：裁判結果に対する総合的な遺族の満足度に関する 4 項目 (「加害者が犯した罪に見合う判決が得られた ($M=1.47$)」、「遺族の心情や意見が反映された法的判断だった ($M=1.83$)」、「被害者の名誉や尊厳は守られた ($M=2.13$)」、「裁判官にはこちらの気持ちが伝わった ($M=2.41$)」) を合計し、項目数で除した変数を「裁判結果に対する満足度」の合成変数とした (4 項目の Cronbach のアルファは.87 であった)。

分散分析の結果、群間に有意な差がみられ ($F(2,156)=7.79, p<.01$)、被害者参加群 ($M=2.38$) と制度利用なし群 ($M=1.59$)、意見陳述群 ($M=2.16$) と制度利用なし群との間に有意差が確認された (図 16)。

司法信頼に関する重回帰分析結果 司法制度に対する遺族の信頼が、どのような要因に規定されているのかを検証するため、繰り返しによる単回帰・重回帰分析を行った。調査協力者の年代と、被害発生年からの経過年数を統制変数として投入した (図 17)。

投入した独立変数は、①「裁判結果に対する満足度」、②「裁判を通して事件真相を理解」(前出「なぜ家族が被害にあわねばならなかったのか知ることができる」、「加害者がどんな人間なのか知ることができる」の 2 項目を合計して項目数で除した合成変数)、③「検察官に対する評価」、④「検察官の対応認知」(前出「公判の日程を決めるとき、検察官にはこちらの都合に対する配慮があった」、「検察官は公判ごとに、その日の予定や内容について説明してくれた」、「検察官はこちらの言いたいことを公判で代弁してくれた」の 3 項目を合計して項目数で除した合成変数)の 4 変数であった。その結果、「検察官の対応認知」から「検察官に対する評価」への正のパス、「検察官に対する評価」から「裁

判結果に対する満足度」への正のパス、「裁判結果に対する満足度」から「司法制度に対する信頼」への正のパスが有意となった。さらに、「裁判を通して事件真相を理解」から「裁判結果に対する満足度」と「司法制度に対する信頼」への正のパスも有意となった。

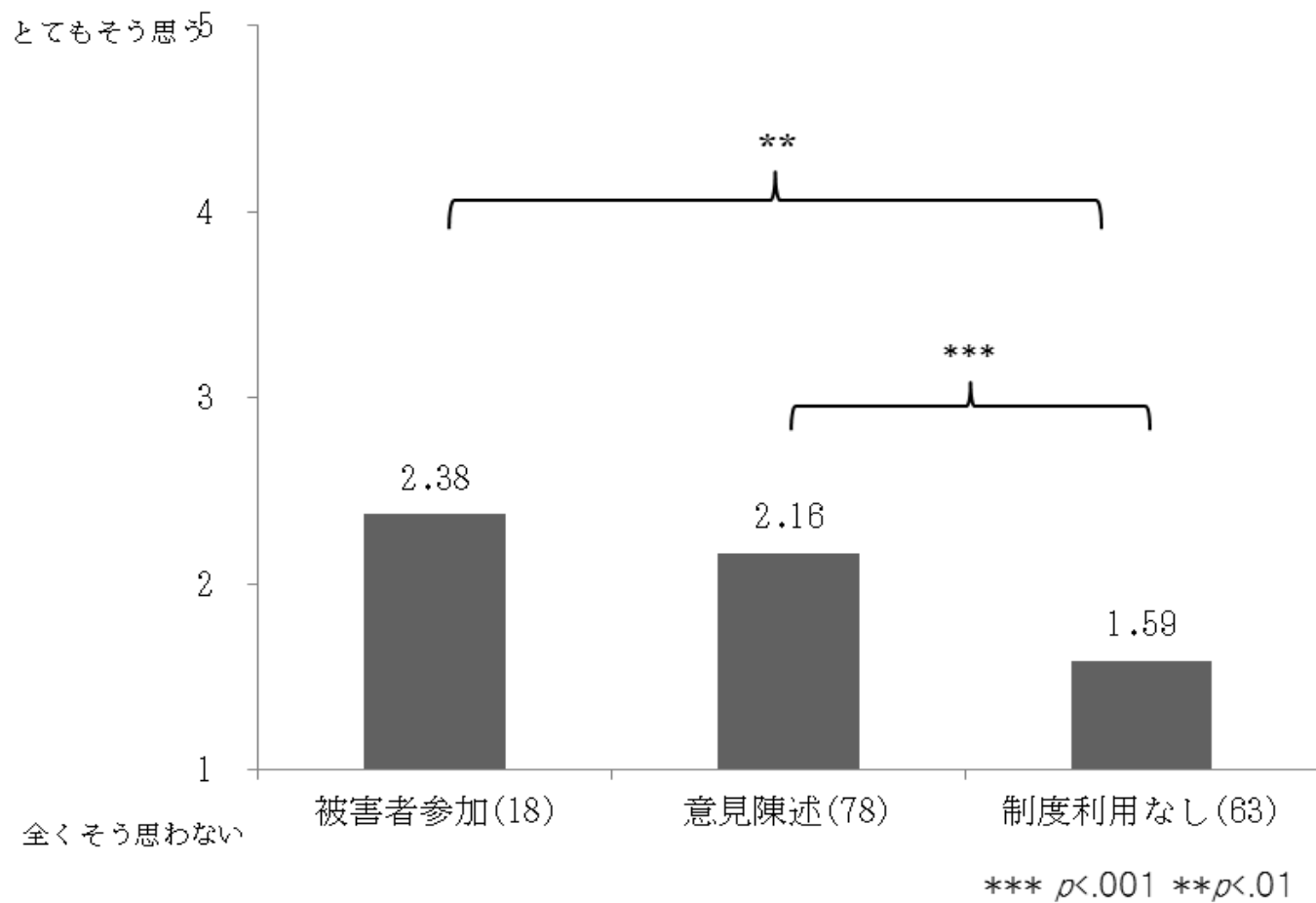


図 16 裁判結果に対する満足度の群間比較

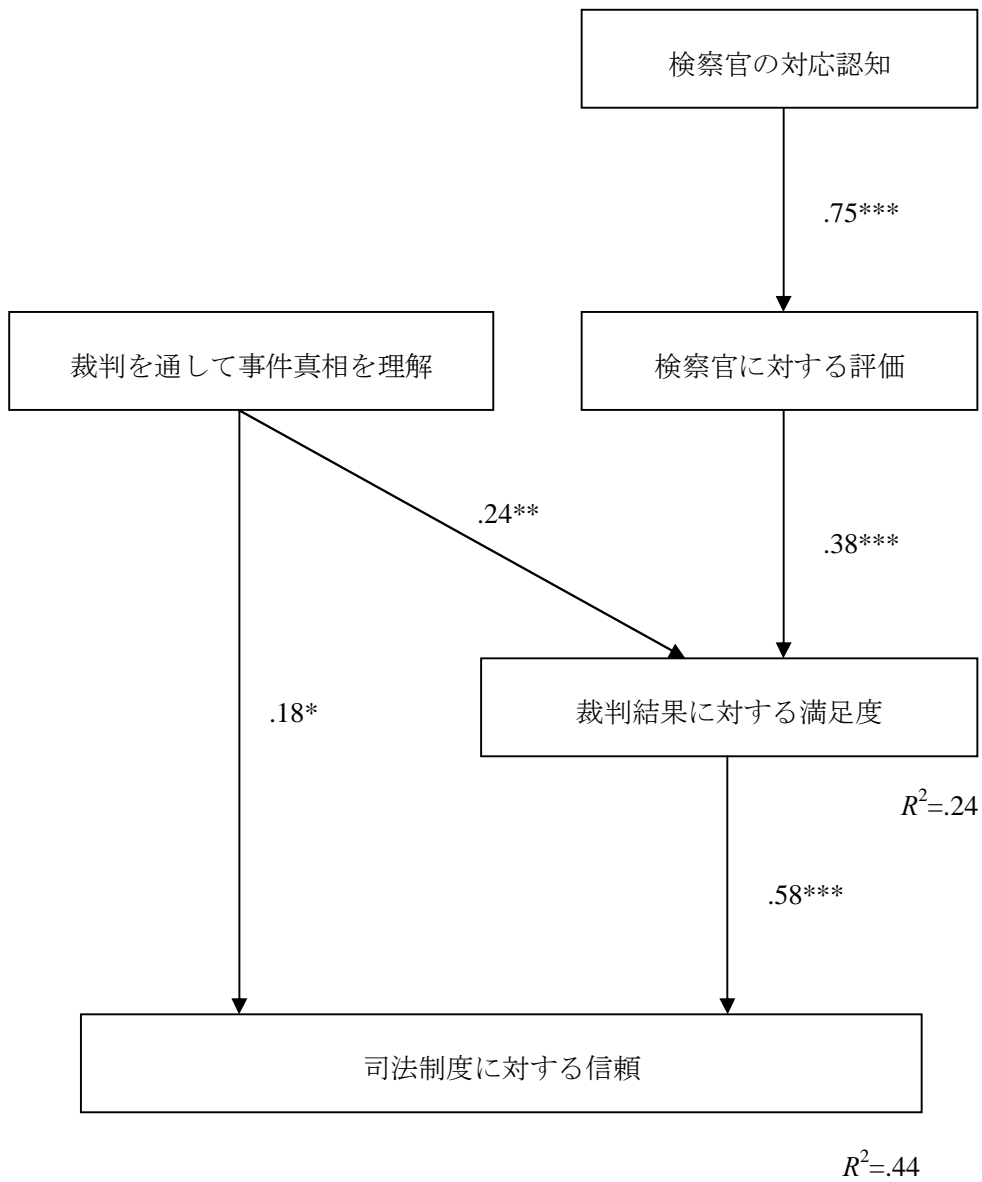


図 17 司法制度に対する信頼のプロセスについての階層的重回帰分析

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

4. 考察

本研究では、交通や殺人などによる死亡事件の遺族 244 名のうち、とりわけ、主たる被疑者が起訴され少なくとも第一審が終結した事件の遺族 175 名を対象に、司法制度に対する信頼のプロセスを検討するとともに、このプロセスにおける被害者参加・意見陳述制度の効果を確認した。

調査協力者や被害内容の詳細

調査協力者である遺族の特徴は以下のとおりである。まず、全体の約 6 割は 50・60 歳代であった。また、子どもが被害者（故人）である割合が、全体の約 70%を占めた。子どもを喪った親の多さは、犯罪被害者団体の会員にみられる一般的な特徴であると予想される。なぜなら、被害者をとりまく状況への問題意識や、「故人の死を無駄にしたくない」という使命感が、とりわけ子どもを喪った親に強く、またこの年代は、会員活動を行う上で必要な時間的・経済的余裕が比較的ある層だと考えられるためである。したがって、本研究における、故人との関係や年代に関する上記の特徴は、犯罪被害者団体に所属する被害者一般の特徴が反映されたものといえるだろう。

遺族の心的外傷後ストレス症状は、全体平均・ハイリスク群の出現率ともに非常に高く、被害者の死亡事件による影響がきわめて深刻であることを示している。

起訴時の罪名としてもっとも多かったのは交通事犯であり、次いで殺人・傷害致死の順となった。事件前に被害者（故人）と加害者との面識はなかったケースが大半であった。なお、第一審の判決としてもっとも多かったのは有期懲役であり、その過半数が 5 年以下の量刑年数であった。

司法制度に対する信頼のプロセス

検察官の配慮的対応をめぐる遺族の認知は、検察官に対する肯定的評価を介して、裁判結果に対する満足度向上につながっていた。さらに、この満足度は司法制度一般に対する遺族の信頼向上につながった。具体的には、検察官に対して、「裁判日程を決める際、遺族側の都合に対する配慮があった」、「言いたいことを公判で代弁してくれた」、「裁判の都度、内容や予定を説明してくれた」と認識する遺族ほど、検察官をポジティブに評価した。そして、検察官に対する遺族の肯定的評価は、自身の裁判結果に対する満足度を介して、司法制度に対する信頼に結びついた。くわえて、自身の裁判を通じて事件の真相、具体的には、加害者の人物や事件の背景を把握することができたと遺族が認識するほど、遺族の裁判結果に対する満足度と、司法制度に対する信頼が向上した。

このように、遺族が司法制度に寄せる信頼は、検察官が配慮ある対応を示してくれたという遺族の認知や、検察官に対する肯定的な評価、自身の裁判結果に対する満足度、裁判によって「事件の真相を知り得た」という実感によって規定されていた。そして、このような信頼のプロセスにおいて、被害者の裁判関与を認める 2 つの制度の効果が確認された。

被害者による裁判関与の効果

裁判結果に対する満足度 個別事件の裁判結果に対する遺族の満足感において、被害者による裁判関与制度の効果が確認された。具体的には、「加害者が犯した罪に見合う判決が得られた」、「遺族の心情や意見が反映された法的判断だった」、「被害者の名誉や尊厳は守られた」、「裁判官にはこちらの気持ちが伝わった」の 4 項目

すべてにおいて、被害者参加あるいは意見陳述制度を利用した遺族の評定がもっとも高いものとなった。すなわち、加害者の適正罰に対する納得感は全体的に低いものであったが、その中では、意見陳述制度を利用した遺族の納得感が相対的に高く、意見陳述制度が遺族の裁判満足度(加害者への適正罰)向上に一定の効果を持つことが示唆された。また、判決に遺族の心情が反映されたかどうか、被害者の名誉・尊厳が守られたかどうか、裁判官にこちらの心情が伝わったかどうかという点については、すべてにおいて被害者参加制度を利用した遺族の評定がもっとも高くなり、これらの満足度向上において、被害者参加制度の利用が有効である可能性が示された。ただし、もっとも高かった被害者参加制度を利用した遺族の評定であっても、すべての項目において理論的中点(3)を下回っており、これらの満足度は全体的に低いものであったといえる。

また、上記4項目の合成変数、すなわち、裁判結果に対する総合的な満足感に着目した場合、これを認識する程度は、被害者参加制度を利用した遺族においてもっとも高く、制度を利用しなかった(利用することができなかった)遺族においてもっとも低いものとなった。この結果は、裁判官が判決文を作成する際、遺族の裁判関与によって得られた情報や、遺族の心情に対して一定の配慮を行った可能性を示唆している。一方で、全体的に裁判結果に対する遺族の満足度は低く、もっとも高い、被害者参加制度を利用した遺族の満足度であっても2.38、もっとも低い、制度不利用の遺族においては1.59と、遺族は基本的に、裁判結果に対して強い不満を抱いている傾向もまた明らかになった。

検察官の対応認知・評価 検察官の対応認知や検察官に対する評価において、裁判関与の効

果は一貫してみいだされた。まず裁判期日の決定における被害者の都合の配慮については、裁判に関与し、また関与の度合いが強い遺族ほど、検察官による配慮があったと認識していた。被害者参加制度が導入された背景を考慮するならば、この結果は以下の点で意義がある。序論に示したとおり、被害者は裁判の経過を事件当事者として見守り、適切に関与したいと希望する一方で、裁判期日の決定手続きからは除外されており(番他, 2006)、そのことへの改善が求められていた(犯罪被害者のための施策を研究する会, 2004)。仮に、制度導入後も被害者の都合が考慮されなければ、被害者参加制度は実質的に被害者の裁判参加を可能にする制度とはいえないだろう。本結果は、被害者参加制度が上記のような問題の改善に一定の効果をもち、制度としての実効性を有していることを示した点で意義がある。

さらに、検察官による裁判内容についての説明も、裁判に関与し、かつ関与の度合いが強い遺族ほど、説明を多く受けたと認識し、また、被害者参加制度を利用した遺族は、裁判における検察官の発言がより「遺族の視点を反映している」と捉えていた。これまで、公益を代表する検察官と、個別事件における正義を追求する被害者の視点は必ずしも一致せず、被害者の不満もまさにその点にあった。しかしながら本研究結果からは、両制度、特に被害者参加制度の導入により、検察官がより被害者の視点と一貫した訴訟活動を行うようになったという可能性を導き出すことができる。そして実際に、検察官に対する遺族の信頼は、被害者参加制度を利用した遺族においてもっとも高くなり、いずれの制度も利用することのできなかった、あるいは利用しなかった遺族においてもっとも低くなった。被害者参加・意見陳述という2つの制度

を利用した遺族の検察官に対する信頼は、ともに理論的中点 (3) を超えるものとなっており、上記のような検察官の配慮的対応の認知は、検察官に対する遺族の肯定的な評価に結びつくことが示された。被害者参加制度の導入前、制度の実効性は運用、すなわち検察官の対応次第であると指摘されていたが (守屋, 2007; 大谷, 2007)、本研究結果に基づくならば、検察官による制度の運用は、制度の実効性につながる形で行われていると考えることができるだろう。

裁判による事件の真相理解 刑事裁判によって実現された内容として、本研究では、被害者が刑事裁判に期待する内容としてしばしば指摘する「事件の真相理解」を検討した。測定した2つの項目、すなわち、事件の背景に対する理解と、加害者の人物像に対する理解の程度においても、被害者の裁判関与による効果が確認され、被害者参加制度を利用した遺族が、次いで、意見陳述制度を利用した遺族がより、「真相を把握することができた」と認識していることが明らかになった。被害者参加制度は、事件に関する心情や求刑に関する意見を述べるだけでなく、被告人やその情状証人に対し被害者が質問を行うことを認めるものである。したがって、本研究結果は、被害者参加制度を利用した遺族が、これらの質問権を用いることにより、「事件の背景や加害者の人物についてより把握することができるようになった」と認識していることを示唆するものといえるだろう。

裁判によるその他の実現事項 前掲した事件の真相理解の他に、裁判を通して実現できた事項として、「事件のことを知ることができた」、「被害者にどんなことが起きたのかを知ることができた」、「被害者の最期の様子を知ることができた」、「なぜ加害者がそんなことをしたのか知ることができた」、「加害者がこれからどのよ

うな償いをしようとしているのか知ることができた」、「裁判によって加害者にふさわしい刑罰が下された」の6項目についても測定した。「裁判によって加害者にふさわしい刑罰が下された」を除いた5項目すべてで、有意差は確認されなかったものの、被害者参加制度を利用した遺族の評定がもっとも高いものとなった。これらはすべて、「裁判を通じて事件の詳細をより把握したい」という被害者の「知る権利」に焦点を当てており、被害者による質問権を含んだ被害者参加制度が、これらの要望をある程度満たしていることが推測される。

なお、「裁判によって加害者にふさわしい刑罰が下された」という項目は全体的に評定値が低くなり、遺族が刑罰に対して不満感を抱いていることが本結果からは示唆された。その中で、意見陳述制度を利用した遺族がより「ふさわしい刑罰が下された」と認識していることがみいだされ、意見陳述制度が、遺族にとっての適正な科刑観に資する可能性が示された。なお、この結果は、裁判結果に対する満足度のうち、「加害者への適正罰」に対する評価でみいだされた傾向と整合するものである。

被害者参加と意見陳述という2つの制度利用者の比較を行った「加害者や証人がウソをついたらそれを指摘する」という項目では、被害者参加制度を利用した遺族の評定が相対的に高くなった。この結果は、心情や意見の表明に終始する意見陳述制度に比べ、被害者の質問権を含む被害者参加制度が、「事件の真相を明らかにしたい」という遺族の要望により沿ったものであることを示唆している。

司法制度に対する信頼 司法制度に対する遺族の信頼は、平均値が1.98 (5件法) と非常に低いものであった。言い換えれば、遺族は基本的に、「司法制度を信頼することはできない」と

考えているということである。そのような中、被害者参加制度を利用した遺族と、意見陳述制度を利用した遺族は、相対的には高い信頼を司法制度に寄せていることが確認された。つまり、両制度は、司法制度に対する遺族の不信感を解消する上で、一定の効果を有していると指摘することができるだろう。そして、これまでの議論を総合すると、このような効果は、両制度が検察官の態度にもたらした変化や、遺族の「事件の真相を知りたい」という要望を、両制度がある程度満たしていることに起因している可能性がある。

本研究の意義と課題

本研究を通じて明らかになったのは以下の点である。すなわち、検察官の配慮的対応に対する認知は、検察官に対する肯定的な評価と、裁判結果に対する満足感を介して、司法制度一般に対する遺族の信頼につながりうること、そして、これらのプロセスにおいて、導入された2つの裁判関与制度による効果が確認されたことである。

まず意見陳述制度については、これを利用した遺族における、検察官による裁判説明の認知、裁判結果に対する満足感と司法制度に対する信頼が、両制度とも不利用の遺族に比べて高いものとなった。この制度にかかる利用者の労力や負担が比較的少ないことを考慮すれば、被害者にとってこの制度は有益なものといえるだろう。

被害者参加制度については、やはり司法制度に対する信頼と、裁判結果に対する満足度、検察官による裁判期日の日程配慮・裁判内容の都度説明・裁判での代弁に対する認知、検察官に対する評価、および「裁判により事件や加害者の詳細を把握することができた」という実感において、本制度を利用した遺族の認知が、両制

度とも不利用の遺族より高いものとなった。また、検察官による日程配慮と、「裁判によって加害者の人物像を把握できた」という認知では、被害者参加制度を利用した遺族と、意見陳述制度を利用した遺族の間にも差がみられたが、被害者参加制度を利用した遺族のほとんどは意見陳述制度も併用していたことから、上記2つは、被害者参加制度独自の効果であると結論づけることができるだろう。これらの結果は、制度が異なるため単純比較はできないものの、被害者の裁判満足度がVISの利用によって向上するという先行研究(Chalmer et al., 2007; Erez & Bienkowska, 1993)とも整合していると考えられる。

犯罪被害者は尊厳をもって処遇される権利を有することを示した犯罪被害者等基本法の制定は、従来の刑事司法観 社会秩序の維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者はその反射的利益を受けるにすぎない(1990年2月20日最高裁判所判決) を根本的に変えるものであった。本研究はこのような変化に着目して行われ、その成果は主として刑事政策上の議論に還元される。すなわち、被害者による裁判参加・意見陳述制度が、遺族による裁判結果の受容や司法に対する信頼向上に一定の効果を有していること、つまり、両制度の目的がある程度達成されていることを、制度の主たる利用者である遺族の立場から示した点に、本研究の意義はあるといえるだろう。

また本研究結果は、両制度の利用により、少なくとも「検察官から配慮ある処遇を受けた」という被害者の認知が増すことを示すものであることから、本研究結果は、被害者が今後、制度利用を選択する上での有益な参照情報として位置づけることができるだろう。さらに、本研究結果は、制度の実現に向けて活動してきた被

害者 多くはその時点で裁判が終了しており、したがって制度が実現しても自身は利用することができなかった⁵ にとっても、その活動を総括する上で有意義なものと考えられる。

一方で、本研究には複数の課題も残された。第一に、遺族の司法制度に対する信頼や裁判結果の受容度は非常に低いことが今回明らかになったことから、これをさらに改善させる要因を特定しなければならない。第二に、被害者参加制度の制定からさほど年数が経過していないこともあり、この制度を利用した遺族の数が不十分なものとなった。このことは検定結果にも影響している可能性があることから、今後は、同条件に該当する遺族からさらなる協力を得ていくことが求められる。第三に、本研究は主として犯罪被害者団体に属する会員の協力を得たが、前掲のとおり、被害者の代表性という点からは結果の一般化が制限される可能性がある。今後は、これらの団体との協力関係に加えて、より広範な被害者との接触が可能な関係省庁・地方自治体とも連携し、同種の調査を継続的に行っていく必要があるといえるだろう。

5. まとめ

被害者参加制度を利用した遺族にみられた特徴は、以下のとおりである。

- ・司法制度に対する信頼がもっとも高い
- ・検察官の配慮的対応認知（裁判期日の決定における被害者都合の配慮）がもっとも高い
- ・検察官の配慮的対応認知（裁判内容の都度説明）がもっとも高い
- ・検察官の配慮的対応認知（裁判での代弁）が

もっとも高い

- ・検察官に対する評価がもっとも高い
- ・「裁判を通して事件の背景を理解することができた」という認知がもっとも高い
- ・「裁判を通して加害者の人物を把握することができた」という認知がもっとも高い
- ・「裁判を通して加害者側のウソを指摘することができた」という認知が相対的に高い
- ・裁判結果に対する満足度（心情の法的判断への反映）がもっとも高い
- ・裁判結果に対する満足度（被害者の名誉遵守）がもっとも高い
- ・裁判結果に対する総合的な満足度がもっとも高い

意見陳述制度を利用した遺族にみられた特徴は、以下のとおりである。

- ・司法制度に対する信頼が相対的に高い
- ・検察官の配慮的対応認知（裁判内容の都度説明）が相対的に高い
- ・裁判結果に対する満足度（加害者への適正罰）がもっとも高い
- ・裁判結果に対する満足度（心情の法的判断への反映）が相対的に高い
- ・裁判結果に対する総合的な満足度が相対的に高い

6. 文献

Asukai, N., Kato, H. & Kawamura, N. et al. (2002). Reliability and validity of Japanese-language version of the Impact of Event Scale-Revised (IES-R-J): Four studies of different traumatic events. *Journal of Nervous and Mental Disease*, **190**, 175-182.

番敦子・武内大徳・佐藤文彦 (2006). 犯罪被害者等基本計画の解説 ぎょうせい

⁵ 殺人事件の遺族であり、犯罪被害者団体の幹事を務めた弁護士の岡村 (2007) は、「新たな被害者を自分たちと同じ目に遭わせたくない」という一心で活動してきた、と述べている。

- Chalmer, J., Duff, P., & Leverick, F. (2007). Victim impact Statements: Can work, do work (for those who bother to make them). *Criminal Law Review*, May, 360-379.
- Davis, R. C., & Smith, B. E. (1994). Victim impact statements and victim satisfaction: An unfulfilled promise? *Journal of Criminal Justice*, **22**, 1-12.
- Erez, E., & Bienkowska, E. (1993). Victim participation in proceedings and satisfaction with justice in the continental systems: The case of Poland. *Journal of Criminal Justice*, **21**, 47-60.
- Erez, E., Roeger, L., & Morgan, F. (1994). *Victim impact statements in South Australia: An evaluation*. ADELAIDE, SA: Office of Crime Statistics South Australian Attorney-General's Department.
- Hagan, J. (1982). Criminology victims before the law: A study of victim involvement in the criminal justice process. *Journal of Criminal Law & Criminology*, **73**, 317-330.
- 犯罪被害者のための施策を研究する会 (2004). 犯罪被害者のための施策に関する調査・研究 (中間取りまとめ) 法務総合研究所 2004年 12 月 <<http://www.moj.go.jp/content/000005108.pdf#search='%E7%8A%AF%E7%BD%AA%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%82%92%E7%A0%94%E7%A9%B6%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BC%9A'>> (2011年11月16日)
- 甲斐行夫・神村昌通・飯島泰 (2001a). 犯罪被害者保護のための二法の成立の経緯等 松尾浩也 (編) 逐条解説 犯罪被害者保護二法 有斐閣 pp.37-63.
- 甲斐行夫・神村昌通・飯島泰 (2001b). 刑事訴訟法 松尾浩也 (編) 逐条解説 犯罪被害者保護二法 有斐閣 pp.64-128.
- 川出敏裕 (2007). 犯罪被害者の刑事裁判への参加 刑事法ジャーナル, **9**, 14-21.
- 京野哲也 (2007). 今後の課題 岡村勲 (編) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 明石書店 pp.253-264.
- Leverick, F., Chalmers, J., & Duff, P. (2007). *An evaluation of the pilot victim statement schemes in Scotland*. Edinburgh: Scottish Executive Social Research.
- 守屋典子 (2007). 被害者刑事訴訟法の逐条解説 被害者参加 岡村勲 (編) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 明石書店 pp.65-92.
- 内閣府 (2010). 平成 20 年度犯罪被害者等に関する国民意識調査 2010年 <<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h20-2/index.html>> (2012年1月15日)
- 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 (2005). 犯罪被害者の権利の確立と総合的支援をもとめて 明石書店
- 岡村勲 (2007). まえがき 岡村勲 (編) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 明石書店 pp.11-12.
- 大谷晃大 (2007). 犯罪被害者の権利利益保護法案をめぐって (座談会) ジュリスト, **1338**, 2-47.
- Sanders, A., Hoyle, C., Morgan, R., & Cape, E. (2001). Victim impact statements: Don't work, can't work. *Criminal Law Review*, June, 447-458.
- 椎橋隆幸 (2008). 犯罪被害者等の刑事裁判への

参加 酒巻匡 (編) Q&A 平成 19 年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正 有斐閣 pp.3-25.

白木功 (2007). 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の概要 ジュリスト, **1338**, 48-55.

高井康行・番敦子 (2005). 犯罪被害者保護法制 解説 三省堂

瀧川裕英 (2008). 被害者参加制度と応答責任 法学雑誌, **55**, 634-666.